

くしまを

串間の魅力 再発見

80

◎ たこ揚げに挑戦



自作のたこです。

あそぼう。

日本の伝統の遊びの一つであるたこ揚げ。皆さんもお正月に遊んだことがあるのではないのでしょうか。今回は1月30日、都井岬で行われたたこ揚げ大会(都井岬振興会主催)で、自作のたこ揚げに挑戦してみました。まずは日南市にお住いの「日本風の会」会員の御手洗円さんの指導の下、参加者と一緒なたこ作りです。

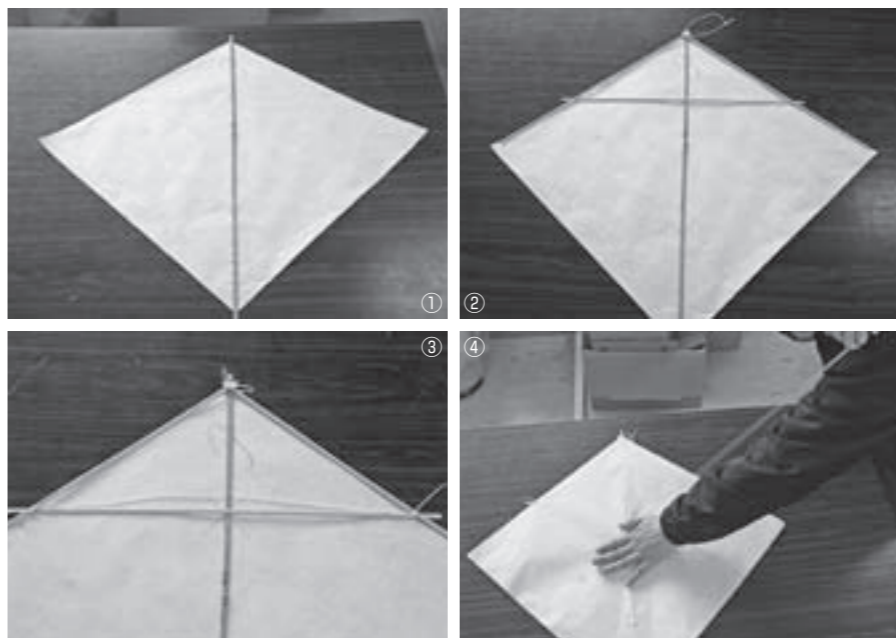
●材料

- ・縦42・5cm、横46・5cmの和紙1枚
- ・長さ64・5cmの竹ひご1本(縦骨になります)
- ・長さ43・5cmの竹ひご3本(横骨となめめ骨になります)
- ・たこ糸

●作成手順

- (1)和紙のしわを伸ばします。このとき軽くアイロンを当てると余計な水分がなくなり、きれいにしわがとれます(絵はしわをとる前にかいておきます)。
- (2)たこの頭となる角を決め、そこから対角線上16・3cm下の裏面に目印をつけます。

自作のたこを飛ばしてみよう



①=(3)の縦骨をつけた状態です。 ②=(4)~(6)までが終わった状態です。
③=(7)の横糸をつけたところです。 ④=(10)のたこ糸で輪を作る位置を決めたところです。

(3)縦骨ののりを塗り、たこの裏側の中央に張り付けます。このとき少し頭からはみ出るようにします。

(4)②で目印をつけたところに横骨を張ります。このとき縦骨と直角になるように貼ります。(5)裏面になめめ骨を貼り付けます。ななめ骨は左右からはみ出さないようにはりつけます。(6)頭からはみ出している骨をたこ糸で縛ります。
(7)たこ糸を50cmほど切り、糸の端を裏面側の横骨となめめ骨

が交わる部分に結びます。このとき、少しゆるみができるよう糸を結びます(この糸は横骨にかけて、たこを反らせるためのものです)。

(8)縦骨と横骨の交わる所と下から15cmの所の縦骨の左右につきまようじで穴を開けます。

(9)150cmほどたこ糸を切り取り、(8)で開けた穴に表側に糸がかかるように糸の端を通し、それぞれ骨に結びつけます。

(10)縦骨と横骨の交わる位置から9cm下に目印をつけ、(9)でつけたたこ糸をひっぱりながら糸をつまんだところが、目印の位置にくるよう調整し、小さな輪を作ります。

(11)たこに骨が張りつくよう、1辺4cmほどの和紙を用意し、たこの頭以外の3カ所の角に沿うよう張りつけます。

(12)幅4cm、長さ2mほどのしつぽを和紙で作り、たこの下の角に張ります。

これでたこは完成です。たこは風さえあれば自然に揚がるとの説明があったので、走らずに挑戦。始めはなかなか揚がりませんでした。強い風が吹き始めると、うまく風に乗れ、どんどん上昇していきました。来年のお正月は、みなさんもたこ作り挑戦してみてください。きつと楽しいですよ。

串間市における原子力発電所設置に対する賛否についての市民投票を4月10日(日)に実施します。

市民投票は市民の皆さん一人ひとりが、串間市の将来のまちづくりの方向性について、自らの考えを直接表明する重要な投票です。串間市の将来について十分議論した上で、自らの考えに基づき投票をお願いします。

投票資格者
年齢満20歳以上の日本国籍を有する者で引き続き3カ月以上串間市に住所を有する方が投票できます。

告示日
平成23年4月1日(金)

投票日
平成23年4月10日(日)、午前7時から午後6時まで(一部の投票区は午後4時まで)

投票所
宮崎県議会議員選挙と同じ投票所で投票できます(市内33投票所)。

投票の方法
投票用紙に印刷された「賛成」「反対」のいずれかの欄に○を記載して投票を行います。体の不自由な方などは点字投票や代理投票の制度が利用できます。

期日前投票
投票当日、仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができない

い人は、期日前投票ができます。
・日程 4月2日(土)から4月9日(土)まで
・時間 午前8時半から午後8時まで
・場所 市役所1階A会議室

不在者投票
市民投票は選挙と異なり市が独自で行う投票です。他市町村の選挙管理委員会と不在者投票(船員を含む)を行う場合、投票用紙を他市町村へ郵送する時間を要するため、事前に市選挙管理委員会へ問い合わせが必要です。

投票結果の取り扱い
市民投票条例では「市長は、市民投票の結果、過半数の意思を尊重する」と定められています(具体的には、有効投票数の過半数を尊重します)。

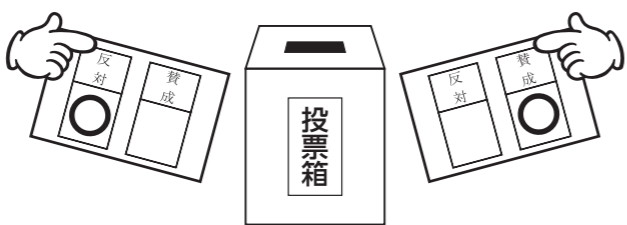
住民投票運動
住民投票運動はおおむね自由ですが、次に掲げる行為は禁止されます。

・買収、供応、脅迫などの不正な手段により、市民の自由な意思を拘束、または干渉する行為
・市民の平穏な生活環境を侵害する行為

【注意】
宮崎県議会議員選挙の告示日から投票日までの間は、原子力発電所の設置の賛否に関する市民投票運動であっても、団体が行う演説会やポスター掲示、ビラの配布、宣伝告知のための自動車・拡声器の使用などは、公職選挙法により行うことができない場合があります(ただし、個人での市民運動はこれに該当しません)。

公職選挙法に関してご不明な点は串間市選挙管理委員会(☎72-1111内線271・272)までお問い合わせください。

●市民投票に関する問い合わせ
先 総合政策課市民投票準備係 ☎内線366・367



投票の方法

賛成・反対のどちらかに○を記載して、投票箱に入れる。

投票用紙の様式

○注 意	一
	串間市に原子力発電所を設置することに賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に○をつけること。
	二 ○のほかは何も書かないこと。
賛成	反対
宮崎県 串間市 長之印	市民投票

串間市の将来について、自らの考えに基づき投票をお願いします。

串間市における原子力発電所設置 についての市民投票を実施します